

## 第362回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年9月28日（木）14：00～15：40
- 2 場 所 海区漁業調整委員会室
- 3 出席委員 岡本 彰、福島 茂、阿利茂昭、豊崎辰輝、  
三原敏夫、柏木正弘、濱 竹美、平尾義徳、  
團 昭紀、今治清孝、福井典代、中村秀美
- 4 欠席委員 島崎勝弘、三木真之、中西 敬
- 5 事務局 和泉事務局長、加藤課長補佐、佐竹主事
- 6 県出席者 妹尾主任
- 7 議 題
  - (1) 令和5年度うなぎ稚魚漁業許可に係る許可方針及び事務取扱要領について
  - (2) 下りうなぎの採捕に係る委員会指示及び採捕自粛要請について
  - (3) 押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について
  - (4) 知事許可漁業の許可方針の改正について
  - (5) 知事許可漁業の申請期間について
  - (6) その他

## 8 議事

局長： それでは、これより、第362回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には、15名中12名の委員の出席を賜っております。本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長よろしくお願いたします。

会長： 皆さんこんにちは。委員の皆様には大変お忙しいところ、このように大勢の方がご出席いただきまして、ありがとうございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、ただ今から第362回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、豊崎委員さんと三原委員さんをお願いしたいと存じます。

よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。

議題1は、「令和5年度うなぎ稚魚漁業許可に係る許可方針及び事務取扱要領について」でございます。

それでは、県より説明をお願いたします。

漁業管理調整課： 資料1により説明

会長： 説明は以上のおりですが、本件についてご意見、ご質問等ございましたらお願いたします。

委員： 21ページから22ページにかけての、「許可を受けた者は、漁業期間中に自主休漁に取り組まなくてはならない」。この自主休漁に取り組まなくてはならないっていうのは、2を受けての3ですか。

漁業管理調整課： 第7の2を受けてという訳ではないです。第7の2につきましては、第7の1で県が操業を停止することがあり、その場合許可受け者が操業を停止する場合があつて、3は他の漁業とも共通なんです。資源保護のために自主的に休漁をお願いする規定です。

委員： はい、わかりました。

会長： 他に何かございませんか。

委員： これ各管理団体が間に入るんやけど、結構事務量が増えてくるわな。

漁業管理調整課： 事務量は特別採捕制度のときとあまり変わりません。

委員： 月毎の報告が。

漁業管理調整課： 去年までと同じです。

委員： 職員が多い組合はいいんやけど、少ないところだったら手が回らんところも出てくると思って。それは組合の経費で賄うということか。

漁業管理調整課： そうです。

委員： 手数料とかは取らん？

漁業管理調整課： 県は手数料を取っていません。

委員： 組合の経費で賄えってこと？手数料は取ったらいかんってこと？許可をいただくときに各漁協でお金をいただきよる。その他にお金を取ったらいかんということやな。

漁業管理調整課： 事務手数料以外のお金を徴収するということですか。

委員： 月々県へ報告するんだろ。

漁業管理調整課： それも含めた事務手数料を取ってらっしゃらないんですか。

委員： もらってない。許可するときに申請手数料をもらう。

委員： 漁期中の事務手数料を含めた額をまとめて最初にもらっているのが通例。

委員： 手数料をもらわないとやってられない。手数料を取っていいのかどうか、お金のことが全然書かれていない。

漁業管理調整課： 今回は許可の取扱いを定めただけですので、県がお金のことを定める立場にはありません。これまでもシラスウナギの許可に係る経費はそれぞれの組合で、事務に見合った手数料を徴収していたはずですが。報告についても、これまでもやってもらってましたし、去年だったら10日ごとに報告を求めていたところですが、事務の負担を考えて今年から月毎にしています。これらの経費については組合の中で、手数料をいくらくらいにすれば事務員さんにお金が払えるか検討していただかないと、県で一律千円とか二千円とかは決める話でもありません。聞くところによると、すごく安い組合もあれば、まあまあ高い組合もあるようですので、そこは4ヶ月分の報告の手間も見据えて手数料の額について検討いただければ。

委員： ちゃんと理事会で金額決めて、総会に報告しとかんと県から指導される。

委員： 手数料としてお金を徴収することに問題はないのか。

漁業管理調整課： 手数料の決め方や名目について疑義があるようでしたら、水産振興課の団体指導担当にご確認いただければと思います。

委員： わかりました。それと、月毎の採捕報告を翌月の10日までについて書いてあるんやけど、現実的にできるん？

漁業管理調整課： 令和2年から報告していただいているんですが、特別採捕の制度上は10日毎に報告となっていたんですが、令和2年、令和3年は月毎に報告していただいていたんですが、令和4年に制度どおり10日毎にしてみたんですが、現場から厳しいとの意見をいただきましたので、月毎の報告に改めたところですよ。

委員： 去年はいけてたん？

漁業管理調整課： 頑張っていたところと、なかなかできなかったところと両方です。

委員： 許可の多い組合はなかなか難しいだろうな。

委員： 漁協の職員が電話せんと持ってきてくれんよ。

漁業管理調整課： 資源管理の観点からも、報告がなされないようであれば、今後許可自体の可否についても検討せざるを得なくなる可能性がありますので、採捕する人にはしっかり報告を求めていきたいと考えています。

会長： ほかに何かございませんか。

委員： 許可数の話やけど、各組合に聞いてるんやろうけど、簡単に決めていいの？

漁業管理調整課： 資源が減っているなかで、増やすことは難しいのですが、これまで操業してきた方は引き続き操業できるように、昨年の許可数を基準に各組合の事情をお聞きした上で定めています。例えば、去年は入院していて許可をもらってなかったけど、今年はやりたいという場合は組合と話した上で増やしているところもあります。

委員： 数に納得していない漁業者もいると思う。

漁業管理調整課： 許可数の決定に当たっては、事前に各漁協に説明した上で、それぞれの組合が調整した数字を元に定めていますので、県としては現場が納得した数字として表に落とし込んでいます。

委員： 数は組合が今までのデータに基づいて申請した数字だろ。

漁業管理調整課： 今までのデータもそうですが、今年新たに始めたいとかいう場合も、漁協から聞き取った上で調整しています。こういったところは地元の方でないとわかりません。ただ、国際的に絶滅危惧種として扱われているものを、採りたいという人の意見だけを聞いて、無尽蔵に許可枠を増やす訳にはいきませんので、漁業と資源管理の調整の中で決めた数字ということをご理解いただきたい。

委員： マグロの承認のように、最初に決めた数字から変えられないということはないんだろ。

漁業管理調整課： そのようなことはありません。現にウナギ稚魚の許可数は昨年よりも少しだけですが増えています。方針としては、資源管理の観点から今までの数字以上に許可しないと考えていますが、組合によって事情もありますので、増えているところもあれば逆に減っているところもあります。マグロのように国際的に日本に割り当てられた漁獲枠で変更できないというものではありません。

委員： 委員会で変更できる分、マグロよりは緩い。

会長： ほかに何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

次に、議題2に移りたいと思います。

議題2は、「下りうなぎの採捕に係る委員会指示及び採捕自粛要請について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料2により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては原案どおりで委員会指示を発出するとともに、内水面委員会と歩調を合わせて要請文を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので本件につきましては原案どおりで委員会指示を発出することにいたします。

次に、議題3に移りたいと思います。

議題3は、「押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料3により説明

会長： 説明は以上のおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

会長： 何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては、原案どおりで委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので本件につきましては原案どおりで委員会指示を発出することにいたします。

会長： それでは次の議題に移りたいと思います。  
議題4「知事許可漁業の許可方針の改正について」、それから、  
議題5「知事許可漁業の申請期間について」でございます。  
県から説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料4、5により説明

会長： 説明は以上のおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。  
何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので本件につきましては諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

会長： それでは次の議題に移りたいと思います。  
最後に、議題6 「その他」でございます。  
県から報告があるようです。説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料に基づき説明

会長： 説明は以上のおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

会長： 無いようです。議事は以上ですが、その他何かございませんでしょうか。

会長： それでは、特に無いようですので以上をもちまして、第362回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。  
長時間に渡りましてご審議お疲れさまでした。

以 上